

みどり市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県が定めた建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月29日）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、木質バイオマスを活用した循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の地域での利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

こうした状況を踏まえ、法第10条第1項の規定に基づき策定された、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）において、木材利用の促進に取り組む対象が、公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたところであり、建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に定める基本理念を踏まえ、市、事業者、市民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 市の取組

市は、本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における地域産木材の利用に取り組むほか、民間建築物における地域産木材の利用が促進されるよう取り組むものとする。

② 事業者の取組

建築物を整備する事業者、林業・木材産業事業者、その他の関係者（以下「木材関係事業者」という。）は、その事業活動に関して、地域産木材の利用の促進に自ら努めるとともに、市の実施する地域産木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域産木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

③ 市民の取組

市民は、地域産木材の利用の促進に努めるとともに、市が実施する地域産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

県、市、木材関係事業者及び市民は、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら建築物への地域産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、地域における木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、木材関係事業者は、市が行う関連施策に協力しつつ、地域材の利用が促進されるよう地域材の安定供給に努めるものとする。

また、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に定める合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

さらに、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める環境物品等に該当するものを選択

するよう努めるものとする。

(4) 市民の理解の醸成

市は、広く市民に対して、木とふれあい、木の良さを実感する機会を提供し、建築物への地域産木材の利用を促進する意義について理解が深まるよう効果的な情報発信など普及啓発に努めるものとする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的及び基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表するものとする。

また、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度などの情報提供に努めるものとする。

3 木材の利用を促進する施策の具体的方向

(1) 計画段階での配慮

市は、新築、増築又は改築する公共建築物の計画に当たっては、木造建築物が二酸化炭素の貯蔵庫の役割を果たすことを認識し、建設等の費用だけでなく二酸化炭素の削減効果や建物の維持管理及び解体・廃棄等の費用を含めて総合的に判断して、国が定める「木造計画・設計基準」に準じて、地域産木材の利用に努めるものとする。

(2) 補助事業者への要請

市が整備費用の一部を助成する公共建築物及び公共建築物に準ずる建築物の整備に当たっては、補助事業者に対して市に準じて木材の利用に努めるよう要請するものとする。

(3) 多様な木材の利用の促進

公共建築物等の木材の利用の促進に当たっては、建築構造材料としての利用はもとより、それ以外の次の用途についても地域産木材の利用を促進するものとする。

- ① 壁、床、天井などの内装
- ② 机、椅子、書棚等の備品
- ③ 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー
- ④ その他紙類、文具類等

4 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

木造建築物をめぐることは、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第3の3(1)及び(2)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 公共建築物の木材利用の目標

市は、別表に掲げる公共建築物の整備に当たっては、原則として木造化を図るものとし、内装についても木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、公共建築物の整備及びこれらに係る工事において、率先して木材及び木材製品の利用に努めるものとする。

さらに、机、椅子などの庁用品等の整備や木育推進活動などを実施し、率先して木材を利活用して行う特色ある取組を行い木材利活用機運の一層の醸成を図るものとする。

2 公共建築物以外の施設の木材利用の目標

公共建築物以外の施設については、現地状況やライフサイクルコスト等を十分検討し、木材の利用に努めるものとし、市が事業主体となって施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事等においては、木材製品を積極的に利用するものとする。

3 その他の木材利用の目標

建築物及び施設の整備に伴う原材料、仮設資材、備品、消耗品等のほか、チップやペレット等のエネルギー利用にも努めるものとする。

4 地域材の利用

上記1から3において、率先して地域産木材及び地域産木材を用いた製品の利用に努めるものとする。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

市は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用に配慮し建築コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討し総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

（注）この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

別表（木造化・木質化を図る公共建築物等）

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・社会福祉施設（老人ホーム、保育所等） ・病院・診療所 ・運動施設 ・社会教育施設（図書館、公民館等） ・公営住宅等 ・事務・事業の用に供される庁舎 ・職員の住居の用に供される公務員宿舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 ・天井、壁、床等 	<ul style="list-style-type: none"> ・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物等に付属する案内板、掲示板、ベンチ、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具、書棚等		
備品	<ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子、書棚等の備品 ・木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー ・その他紙類、文具類等 		